

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
産業振興部 ・産業企画課 （創業者支援センター、金屋鋳物師町交流館） ・デザイン・工芸センター ・農地林務課 ・地域振興交流課 （福岡にぎわい交流館） 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 3 年 5 月 6 日 ） 令和 3 年 5 月 26 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 樋 詰 和 子

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 2 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 高岡地域地場産業センターの御旅屋セリオへの移転が完了し、今後更なる地場産業の活性化に向けた取り組みの強化が求められている。他地域との連携や顧客ニーズの把握等、引き続きセンターとの連携を密にし、新たな企画の立案や実施等に努められたい。

[産業企画課]

イ 人口減少時代において、山村地域の荒廃防止のためにも、若者のアイデア等を取り入れながら、地域振興交流課が中心となって新たな取り組みを行い、山村地域の活性化に努められたい。

[地域振興交流課]